

2023年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」推薦 による国費外国人留学生（研究留学生）募集の概要（CS×専門プログラム）

室蘭工業大学国際交流センター

プログラム名称：コンピュータ科学×専門分野でスマート社会を牽引するイノベーション
人材育成プログラム

プログラム略称：CS×専門プログラム（CS-based cross-disciplinary program）

プログラム概要：

- 本プログラムには文部科学省（MEXT）からの経済支援があります。
- 本プログラムでは、コンピュータ科学をベースとした分野横断型の研究・教育を行います。
- 本プログラムでは、グローバル化が進む実社会でスマート社会を牽引できる次世代の「イノベーション人材」を育成します。

1 CS×専門プログラムが指定する応募資格及び条件

CS×専門プログラムが文部科学省に推薦する候補者は、下記2文部科学省指定の応募資格及び条件を満たし、かつ、（1）及び（2）に該当すること。

（1）候補者は、a)-c)のいずれかにより推薦されたものとする。

- a) 本学交流協定大学から公式に推薦を受けた者で当該大学の修士課程修了者及び修了見込みの者。
- b) 本学と交流実績のある外国の大学の学長又は部科長相当以上の公式の者からの公式の推薦を受けた者
- c) 本学と交流実績のない外国の大学の学長又は部科長相当以上の公式の者からの公式の推薦を受け、大学の教育・研究の向上に資する者として本学学長が推薦しうる者

（2）本学指導教員の受入承認（文末注意事項参照）

所属大学から本学への推薦前に候補者と本学で指導を希望するCS×専門プログラム担当教員との間で受入れの可否及び研究内容について十分な確認が行われていること。

2 文部科学省指定の応募資格及び条件

（1）対象：大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀（※）であり、且つ特別プログラムへの入学を希望するもの。

（※）直近2年間の学業成績が2.30以上であり、奨学金支給期間中においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに、下記「（6）語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。

（2）国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有す者。

（3）年齢：2023年4月1日現在で満35歳未満の者（1988年4月2日以降に出生した者）

（4）学歴：渡日時まで日本の大学修士課程修了以上の資格を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

（5）専攻分野：大学で専攻した分野又はこれに関連する分野（ただし、CS×専門プログラム担当教員の元で研究が可能な分野であること）。

（6）語学能力：日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

○日本語

①正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者。

②日本の大学院博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を

主要言語として修了した者。

③①相当以上の日本語能力を有していると受入大学において判断できる者。

○英語

①正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) のB2相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。

※CEFRのB2以上：TOEFLiBT72点以上、IELTS5.5以上、
TOEIC L&R785点以上 (Listening 400以上、Reading 385以上) 等

②日本の大学院博士課程 (後期) への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。

③①相当以上の英語能力を有していると受入れ大学において判断できる者。

(7) 健康：心身ともに健康である者。

(8) 渡日時期：

2023年10月入学：2023年9月17日から10月15日までの間に渡日可能な者。

(9) 渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を新規取得し、新規取得した「留学」の在留資格で入国すること。

(10) その他：次に掲げる者については、採用しない。

①渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。

②本学が指定する期日までに渡日できない者。

③過去に日本政府 (文部科学省) 奨学金留学生であった者 (渡日後辞退者含む)。
(奨学金支給期間終了後採用時まで3年以上の教育研究の経歴がある者は除く)

④日本政府 (文部科学省) による他のプログラムと重複申請している者。

⑤奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学に在籍、又は在籍予定の者。

⑥渡日後に日本政府 (文部科学省) 及び (独) 日本学生支援機構、日本政府 (文部科学省) 以外の機関 (自国政府機関を含む) から奨学金を受給する予定の者。

⑦「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

⑧申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

⑨申請時から日本以外での研究活動 (フィールドワーク、インターンシップ等) や休学等を長期間予定している者。

⑩博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

(11) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との架け橋となる意思のある者を採用する。

3 奨学金等 (詳細は追加資料を参照)

(1) 奨学金：月額145,000円 (博士課程) を支給する。

大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給しない。

(2) 授業料等：入学検定料、入学金及び授業料は、本学の負担とする。

(3) 旅費

①渡日旅費：渡日する留学生の現住所最寄りの国際空港から成田国際空港 (配置大学最寄りの国際空港によることが経済的な場合は、当該最寄りの国際空港) までの下級航空券を交付する。

②帰国旅費：奨学金支給期間終了月内に帰国する者については、成田国際空港、

または受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港までの下級航空券を交付します。（＊留学生が国籍を有する国の空港に限る。）

- (4) 奨学金支給期間：正規生として在籍する場合は、2023年10月から正規の課程を修了するのに必要な期間とする。

この奨学金は、日本での生活費を支援することを目的としているため、来日する前の分の奨学金を受け取ることはできません。

4 必要書類

- (1) No1_申請書 (Excelで作成、Excel及びPDFの両方を提出) 写し1部
- (2) No2_専攻分野及び研究計画 (Wordで作成、Word及びPDFの両方を提出) 写し1部
- (3) パスポート (顔写真のページ) 写し1部
- (4) 最終出身大学 (大学院) の成績証明書 (出身大学で発行したもの) 及び成績評価方法一覧 (100点満点換算表) 写し1部
- (5) 最終出身大学 (大学院) の修了証明書 (卒業見込みの者は、卒業見込み証明書) 写し1部
- (6) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績 (GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位 (何人中第何位) 等、最終出身大学における成績が明確に判る指標) 写し1部
- (7) 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状 (室蘭工業大学長あてのもの) 写し1部
- (8) 学位論文概要等 (内容を簡潔にまとめたもの) 写し1部
- (9) 語学能力を客観的に示す材料
(例: TOEFL、TOEIC、CEFR、IELTS、日本語能力試験、日本留学試験日本語科目等の成績表) 英語: ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) のB2相当以上の能力が必要
日本語: 日本語能力試験 (JLPT) のN2相当以上の能力が必要
写し1部
- (10) 写真データ (jpg.)
(最近6ヶ月以内に撮影したもので4.5cm×3.5cm、上半身、正面、脱帽) 1部
- (11) No3_研究業績書 (著書、論文、国際会議プロシーディング、学会等発表、他) 1部

5 提出方法及び提出期限

(提出方法)

申請者は、上記「4 必要書類」のとおり必要書類すべてを以下の宛先にEメールで送付すること。

※No.1とNo.2はPDFとEXCELもしくはWORDの両方を提出すること。

※件名を「MEXT Scholarship recommendation (CS-based cross-disciplinary program)_your university name」とすること。

(Email宛先) kokusai@mmm.muroran-it.ac.jp

申請書提出期限 2023年1月31日 (火) (必着)

※COVID-19の影響で締め切りまでに提出できない書類がある場合は、事前にご相談ください。

6 その他

- a 申請書類は、日本語又は英語のいずれかにより、できる限り文書作成ソフト等を用いてA4サイズに統一して作成すること。(その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を添付すること。)
- b 申請書類は、一切返却しない。

- c 学位論文概要等については、論文内容を簡潔にまとめたものを作成し、添付すること。
- d 申請書類に不備がある者、提出期限を過ぎた者は一切受理しない。
- e 推薦者決定後に別途書類の提出を求めることがある。
- f 入学後、共同研究に関する守秘義務に関する同意書を提出する必要がある。

（注意事項）本学指導教員の受入承認を得る場合

① 下記のCS×専門プログラム担当教員のURLから本学で指導を希望する教員、研究分野及びそのemailアドレスを探す。

Professor DONG Mianxiong: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000145_en.html

Professor OTA Kaoru: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000140_en.html

Professor KAWAMURA Shima: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000176_en.html

Professor TERAMOTO Koji: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000039_en.html

Professor TSUJI Yasuhide: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000213_en.html?k=Tsuji

Associate Professor UWAI Koji: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/100000240_en.html

Assistant Professor IZUMI Yuta: https://rdsoran.muroran-it.ac.jp/html/200000362_en.html

② 直接、受入れについてEメールで依頼すること。メールの件名を「MEXT scholarship applicant_####_%university」とする（####=your name, %=name of your university）。また、受入れ検討資料として下記の書類を電子ファイルで添付すること。

1. Your CV
2. Research plan in MuroranIT
*You can use the form named “Field of Study and Research Plan”.
3. Summary of Bachelor’s thesis and Master’s thesis.
4. A publication list if you have

7 追加資料

（1）旅費についての詳細

① 渡日旅費

文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

② 帰国旅費

文部科学省は原則として研究を終了し、定められた奨学金支給期間 終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学 が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内

の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「7. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職、引き続き大学に在籍する場合等）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

（2）奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ①申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ②文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。
- ④大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤大学において学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨本学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

（3）注意事項

- ①渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。
- ②渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金としてさしあたり必要となる費用を最低 2,000 米ドル程度用意することが望ましい。
- ③奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- ④渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- ⑤宿舎について
 - a. 大学の留学生宿舎
希望すれば、所定の条件の下に大学の留学生宿舎に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。宿舎に関する諸費用は自己負担となる。
 - b. 民間の宿舎等
上記の宿舎に入居しない場合は、民間の宿舎に自己負担で入居することとなる。なお、扶養家族（配偶者・子）を帯同する場合、家族用の宿舎の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舎を確保の上、扶養家族を呼び寄せること。
- ⑥採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mail アドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成す

る外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。

⑦国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が定める。